

四

此歐羅巴に於ける空前の大戦争に付、我が日本の執るべき態度は二あらうと思ふ。即ち左の如くである。

一、日本は全く戦争の外に立ち、而して機會あらば調停者の地位に居りて、歐羅巴の外交に容喙するの権利を得る事、並に東洋に於て何等拘束を受けず。自由に使用し得る所の強大なる兵力を有して居る唯一の國として其國威を宣揚するの機會を忘れざる事。

二、今回の戦争に英國と協同の態度を取り之に依つて歐羅巴の外交に關して容喙するの権利を得る事。且つ媾和の際に於て我國の利益を確むる事。

世間の人々は往々我國は、今回の戦争に於て日英同盟協約により、戦争の結果支那に於ける英國の領土權又は特殊利益が、侵されんとする場合に於ては、假令戦争の原因が如何なることであつても、我國には同盟上の義務があるから、戦争に加はらなければいかぬと云ふ様に考へて居るが、是は間違である。若し英國が挑發することなくして、獨逸又は墺不利より攻撃を受けたるに依り、又は獨逸若くは墺不利の侵略的行動に依りて戦争に加はるに至りたる時には、日英同盟協約上の義務として、該協約前文に記載してある所の、支那に於ける

同盟國の領土權又は特殊の利益が侵されんとする場合には、我國が應援するの義務があるけれども、然らざる場合に於ては同盟協約の嚴格なる義務としては、應援の義務はないと言はなければならないのである。然るに今回の戦争に於て英國が戦争に加はるに至つたのは、英國より挑發せずして獨逸より英國が攻撃を受くるに至つたと云ふことも言ひ難いのである。又獨逸の英國に對する侵略的行動に依り戦争に加はると云ふことに至つたと云ふことも難しいのであるから、我國には假令英國が日英同盟協約の前文に掲げてある所の利益、即ち同盟國の一方の領土權若くは特殊利益を侵害せられんとする場合でも、之を防護する爲め戦争に加はる義務はないのである。

五

此日英同盟協約の前文に掲げられてある所の、同盟國の領土權又は特殊利益と云ふことはどう云ふことであるかと云ふことには、協約の前文に於て協約の目的として掲げてある所に依つて之を知ることが出来るのである。

イ、東亞及び印度の地域に於ける全局の平和を確保する事。

ロ、支那の獨立及び領土權の保全並に支那に於ける列國商

工業に對する機會均等主義を確實にして以て支那に於ける列國共通の利益を維持する事。

ハ、東亞及び印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し並に該地域に於ける特殊利益を防護する事。

即ち是である。假令我國は日英協約上の義務として戦争に加はらなければならぬと云ふことはなくとも、政治上の考慮に依つて、同盟國たる英國と或點迄は行動を共にし、戦争に加

るもの無きに至つた。斯くの如くにして平和と文明とは必ずしも相併進するものに非ずとの眞理の事實に於て證明せられたると同時に、現世界が中世紀の暗黒時代に復歸したるが如きの觀あるのである。

此度の戦争は、世界に於ける空前の大戦争であつて、其影響の及ぶ所も大なるものがあるから、我國民たる者も此際其態度に就ては十分なる熟慮を要するのである。

歐洲大戰亂の眞相

ドクトル・オブ・フキロンフヰ

長瀨鳳輔

(一)

噫、悲酸なる世界的大戦亂は突如として歐洲全土に亘つて勃發した。此の結果ハーベの平和殿も愈よ『偽善殿』たるの名を免かれぬこと、爲つた。カネギーの平和財團も一個半錢の效果だも收止め得なかつた。三十年來の歴史を有する萬國平和協會も竟に無意味の結社と化し、了はつた。一時洛陽の紙價を高からしめたるノルマン、エンゼル氏の新平和論も、今や却つてその書名の如く「一大迷想」として殆んど人の之を顧み

(二) 抑も今次禍亂の直接原因として視るべきものは、人も知る如く、去六月廿八日墺國皇儲フランツ、フェルデナンド大公及び同妃殿下がボスニアの首府サラゼヴォに於て、兇漢の爲めに非命の最期を遂げられたるの椿事、即ち是なのである。稍や少しくその兇變當時の實況に就て述べんに、初めフェルデナンド大公は夫人同伴第十五及び第十六軍團の塞爾維黒山國聯合軍を想定敵とせる大演習視察の爲めボスニアに赴かれ、演習終了後サラゼヴオ市廳の歡迎會に臨まれんとしたるに、路に皇儲を要して爆弾を投するものありしも。幸にしてその難を遁がれられた。然るに、市廳よりの歸途、不慮の災難を蒙りたる負傷者を慰問せんが爲め無蓋自動車を驅りて病院に赴かれるとする際、又も兇漢の襲ふ所と爲り、同妃諸共その拳銃弾を受けて間もなく落命せられたのである。

斯くて兇徒及び連累者は官憲の手に依りて逮捕せられたるが、ブタペストに於て審問の結果、兇漢のプリンチップ（十七歳の中學生）は塞國首府ベルグラードに在る大塞爾維協會（ナロド、オド・プラナ）の幹部員に使嗾せられたる事を逐一白し、又塞國參謀次長プリビチエウイツツはその陰謀巨魁であり且つ他の將校が兇漢に爆弾を交附したる事も明白と爲つ

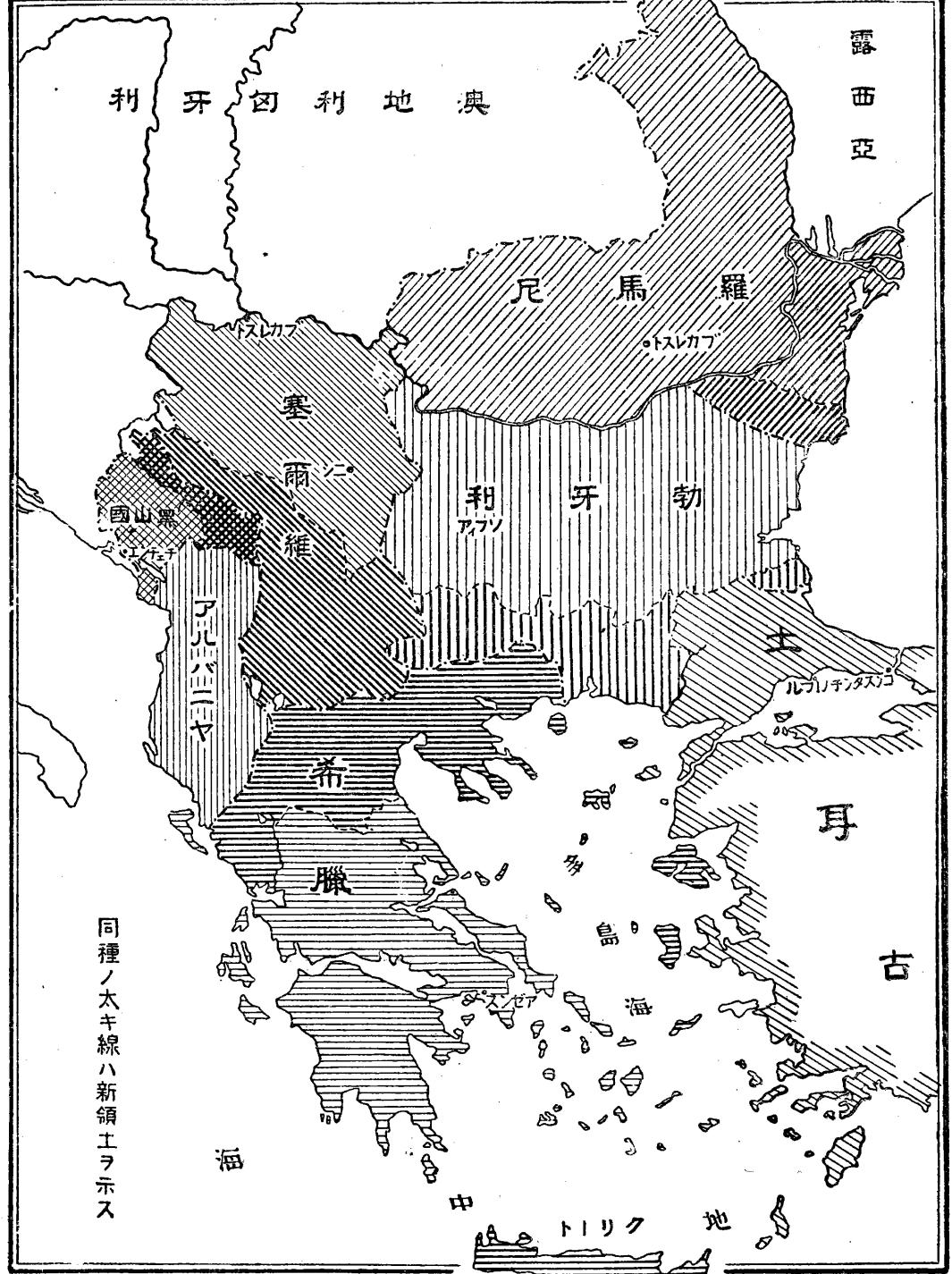
た。而かも右の陰謀には多數の將校、商人、法律家、議員等も參加し、政府も陰かに之に補助金を支給したるものゝ如く又如何にその計畫が大規模にして且つ用意の周到であつたかは、晚餐の食卓下に時計仕掛けの自働爆弾が裝置せられ、或は大公妃の寢臺にも爆弾の仕掛けあり。此の外又幾つかの爆弾を所持せる一婦人の捕縛せられたる等の如き事實に徴するも思半ばに過ぐるであらう。

(三)

此の兇變の一端维也納に傳はるや上下の驚駭、一方ならず、當時イシールに靜養中なりしフランツ、ヨセフ皇帝は八十四歳の高齢にして特に病後の身に渡らせられたる御事とて、その御愁歎目も當てられぬ程であつたが、不取敢故大公の姪カーテル、フランス、ヨセフ（本年正に廿七歳）が新皇儲として發表せられた。

其の後前記の如く暗殺事件審問の結果、全つたく大塞爾維黨の陰謀に成ること愈よ明白と爲るに及び、墺國人民の激昂は殆んどその極度に達し、排塞示威運動は到る處に於て開始せられ、一日一團の群衆は塞國公使館を襲撃してその國旗を燒棄て、更に進んで露國大使館にも推寄せんとしたるも、憲兵隊の爲めに制止せられて遂に解散した。又新聞紙の如き

半島現状圖



同種ノ太キ線ハ新領土ヲ示ス

も熾かんに排塞説を唱なへ、且つ政府に向つて强硬の態度に出でんことを迫まつて已まなかつた。

國政府を痛たく攻撃した、國內の輿論斯くの如くなりしを以て、遂に七月七日 埃匈國連合の臨時内閣會議を維也納に開催し、暗殺事件と大塞爾維主義運動との關係に就て充分の調査を行ふことに決議した。

八

一方塞國政府は此の兇變に關係せりとの非難に對して極力抗議すると同時に、努とめて大塞爾維亞民族運動を警戒せんことを聲明した、されど激昂せる人心は容易に鎮定すべくもあらず、墺國の排塞示威運動に對抗して或は多瑙河航行の墺國船にボイコットを行なひ、或は塞國在住の墺國人に對して危害を加へんとした。又各新聞紙は激烈なる言辭を弄して排墺論を逞ふし、若し一朝塞國にして墺國に對し何等かの義務を負ふに至らば、政府は忽ち國民の反抗に遭遇すべしと絶叫し、日に益々險惡の形勢を示した。

此の時即ち七月上旬に當り、早やくも倫敦其の他の電報は墺匈國軍隊の一部已に動員せられて、ボスニアの塞國々境に配置せられたるを報じ、次いで又塞爾維及び黒山國も切り

られたることを明かにせり。且つ右暗殺用武器 輸送は實に塞壘國境に駐在せる高級軍人に依りて行はれたるなり。事實以上の如くなるを以て 壇匈國政府は塞國政府に對して左記の條項を要求す。

一、塞國所開闢氏の第一頁ニ塞國人の又與約志想の不正不當

一 塞國新聞紙の第一頁は塞國人の眞面目で正直な言ふことであることを宣明し、且つ之に伴なへる行爲を禁止する最も嚴重なる宣言を發表し、之と同時に又同文の陸軍令を發して各軍隊に之を交付すべき事。

二、塞國政府は塞國新聞紙が塞國民の壞國民に對する憎惡輕侮心を助長するが如き言語を使用することを嚴禁すべき事。

三、直ちに國民共闘協會の解散を命じ、尙將來同一性質の團體の再び組織せられざる様、豫かじめ之を禁止するの手段を探るべき事。

四、排撃運動に參加せる總ての官吏軍人を直ちに免黜すべき事。

六、塞國に於て行はれんとする暗殺陰謀の調査に當たつて
は、
七、
墺匈國政府代表者の之に參加するを承諾すべき事。
暗殺者關係者の處罰は墺國政府監督の下に之を行ふべ

歐洲大戰亂の眞相
(長瀬鳳輔)

に戰備に汲々としつゝあると傳たへられたるが、同月二十一日に至り 塙匈國新聞紙は 一切軍事的行動に關する記事の掲載を禁止せられた。

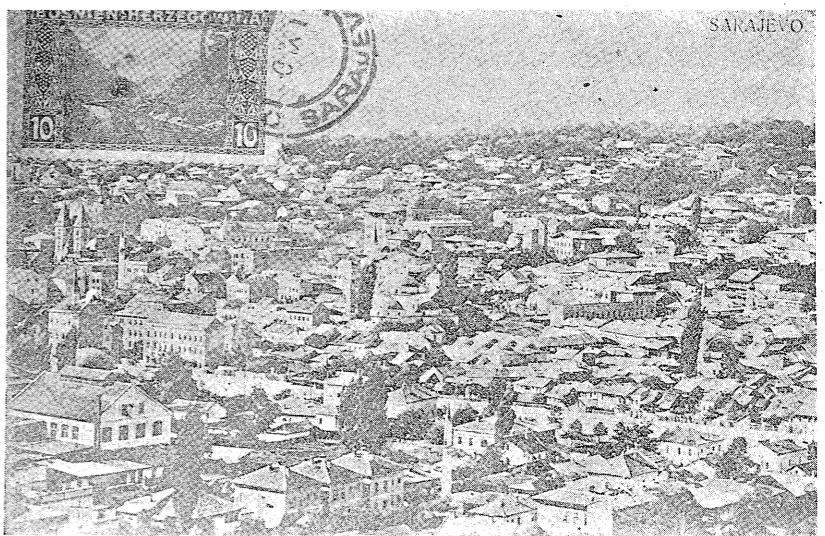
斯くて七月二十三日午後六時墺匈國政府は、塞國政府に對して大要左記の如き最後の通牒を發した。

塞國政府は千九百八年墺匈國のボスニア及びヘルツエゴヴイナ併合當時最早復たび墺匈國の兩州併合に對して妨害を加はへざるを約したるにも拘はらず、爾來塞國人民は政府の目前に於て右の約を履行するに於て全然誠意を缺けり即ち墺匈國に屬する南方スラーヴ各州カクシウ塞爾維とを統一せんとするの運動開始せられ、而かもその運動には恐怖的行為と教唆と相伴なひつゝあり。然るに塞國政府は各州の團體に依りて行はるゝ墺國に對する犯罪的活動を默認し、又新聞紙の墺國皇儲暗殺に對する賞賛的言辭を掲載するを黙認し、尙甚しきに至たりては官吏軍人にして墺匈國の保安を破らんとするの運動に參加するを禁止せざりしなり。而してサラゼヴォに於ける皇儲暗殺者等の自白は該陰謀がベルグラードに於て企てられ、銃器爆弾が同市國民公團協會(即ち大塞爾維主義の結社)に屬する官吏軍人より供給せ

五

さ事。ほんつうてふ
本通牒に對する回答は土曜日（二十五日）午後六時迄に之を爲すべし。
同時に墺匈國外務省は塞國問題に關しては如何なる仲裁を受くるを好まざる旨を聲明した。
斯くて塞國政府は七月廿五日午後六時の期限前に於て回答を與へた。墺匈國要求の大部分は之を承認するも、その主要なる條件即ち排墺運動に塞國軍人の參加を禁ずる事並に暗殺事件に關する審問に墺國官憲を立會はす事等を斷然拒絕した。仍つて墺匈國政府は之を以て不満足なるものなりと爲し、午後六時迄墺匈國公使は直ちにペルグラードを引揚げ、茲に兩國の國交斷絶を見るに至つた。
同日午後三時塞國政府は全國軍の動員を令し、王室及び政府はペルグラードを撤退して、ニツシユに移り、遂に七月廿七日ペルグラード下流約四千吉米なるテメスクビン附近に於て塞軍の一小部隊が墺軍に向かつて砲擊するに及び、茲に始めて交戦状態に入つたのである。

(六)



市オガセラサルたれさ殺暗の下殿兩妃同及儲皇國境

である。請ふ之に就て説かん。

(七)

先づ換國側より説き起さんに。何故に同國政府が皇儲暗殺

するものゝ如きも。その實他に深かき遠因の存するのである。されば人若し此の遠因を審かんとするに非べば。今回歐洲一般の大戰亂を誘致するに至りたる眞相を明かにすることは到底不可能である。

事件を捉らへて一にその罪を塞國に科し、一獨立國の到底忍ぶ能はざるの條件を強要して、飽迄も挑戰的態度に出でたるかと謂ふに、第一大塞爾維運動なるものが、換國の安危休戚に關する重大なる意義を有するが爲めである。蓋し換國はその面積並に人口に於ては優に歐洲第一等國の地位を占むるものゝ、その實基礎の極めて薄弱にして、且つ不自然なる各種異民族の一集合體に過ぎぬのである。之を殆んど同一民族より成る獨、佛、英、伊等の他の列強に比すれば、健全なる國家的要素に於て及ばざること遙かに遠いのである。

原來換國なるものは、人の知るが如く、全人類宗敎言語風俗を異にする匈牙利王國と換國帝國との人的合間に過ぎぬのである。單に國際上に於てこそ一見一國を成すが如きも、その實政上に於ては兩者全たく憲法制度を異にし別國と異なるらざるのである。然かるに兩國が互にその結合の必要を感じる所以のものは、安固なる一大國として各自獨立するに足るの要素に於て甚だ缺如するが爲めである。即ち詳言せば兩國共にその住民に於て頗る複雜なる人種的關係を有して居るからである。そは何よりも明かに左の統計表が之を證明し得るのである。(一九一〇年調査)

人種名	換國	匈牙利	合計
獨逸人	六千三十六	二〇七四三	三・六八
匈牙利人	一〇、五五〇	一〇、五五〇	二一、〇九九
塞爾維人	一、五三、五〇	一、五三、五〇	二、五三、五〇
羅馬尼人	一、五三、五〇	一、五三、五〇	二、五三、五〇
伊太利人及ラテン人	一、五三、五〇	一、五三、五〇	二、五三、五〇
其外人	一、五三、五〇	一、五三、五〇	二、五三、五〇
計	六〇八、〇三	六〇八、〇三	一二一、〇六一

族バーラス	
メエリメン人	六、四三五、六三
スロヴアッケン人	二、〇三一、七二
波蘭人	一、五七
ルテネン人	一、五七
塞爾維人	一、五七
クロアチエン人	一、五七
羅馬尼人	一、五七
伊太利人及ラテン人	一、五七
其外人	一、五七
計	六〇八、〇三

の内獨逸人種たる換國人は、僅かに一千二百萬人にして、匈牙利人は一千萬人である。然るに、スラーヴ系統の各種民族に至つては實に合計二千五百萬人の多きに達して居る。而かもその北方のボエーメン人即ち一名チエツヘン人と、又南方の南スラーヴ族たる塞爾維及びクロアチア人等は常に政府に反抗の態度を取り換國に於ける獅子心中の蟲である。要するに斯くの如き内部の状態であるが故に、その領内に於ける大塞爾維運動は、實に國家の存在を危くする最も重大なる意義を有して居るのである。されば換國政府が此の運動の海に出口を獲取せんとするの計畫已に成り、早晚之を實行するの運びに進み居たる事と、又換國がスラーヴ族の巴爾幹半島に於ける發展を抑止する一藩屏たらしむる目的を以て伊太利と協力して建立せるアルバニア公國が爾來紛擾絶へず、今や全たく混沌

即ち之に據れば、換國の總人口は約五千一百萬なるも、そ

(八)

次に第二の理由は、近頃塞國が同族なる西隣の黒山國と協約の上、相合同して一王國(或は聯邦組織とも云ふ)と爲り、而かして塞國はアドリアチックの海に出口を獲取せんとするの計畫已に成り、早晚之を實行するの運びに進み居たる事と、又換國がスラーヴ族の巴爾幹半島に於ける發展を抑止する一藩屏たらしむる目的を以て伊太利と協力して建立せるアルバニア公國が爾來紛擾絶へず、今や全たく混沌

たる状態に立至りたるは、主として大塞爾維黨がその背後に於て之を推動教唆して已まざるが爲めなる事とである。

更に又最後の理由としては、原來墺國は四方皆陸を以て圍まれ、僅かに外海に臨むは南方の一小地方に過ぎざるのである。而かも唯一の出口たる「アドリアチック」海はその一半伊太利の勢力範圍に屬し、墺國の領海として全然之を視ることが出來ぬのである。是を以て巴爾幹半島を貫ぬきて直接に多島海上に出でんと欲するは墺國宿年の志望である。特に視線をサロニカ港に放ら、之を以て未來の門戸とせしものと志して居た。即ち一千九百八年エーレンタール伯の計畫せるサンジヤツク鐵道の如きも、此の理想を遂行せんとする爲めの伏線であつた。然かるに不幸にして巴爾幹戰爭の結果、その通路たるサンジヤツク、ノヴィバザール地方を始めとし北マセドニア州は塞國の手に歸し、サロニカ港は又敵國の一なる希臘に占領せらる。宿昔の志望は之が爲め忽ちにして畫餅に歸したのである。故を以て墺國が機を見て此の新狀態を破壊し、南下政策の障礙物を除去せんと欲しつゝあるは、之を察知するに難からぬのである。

即ち如上の理由こそ今回墺國が一大決心を以て起ちたる所以にして、皇儲暗殺に對する問罪の如きは、畢竟好個の口實として之を利用したるに外ならぬのである。是を以て未だ獨立國の資格を有せざるのである。即ち關稅その他に於て、墺匈國の爲めに左右せられつゝあるのである。是に於てか由來久しくその門戸のアドリアチック海上に開かんとして、切りに畫策する所あつた。然るに常に墺國の爲めに妨害せられてその志を達することができた。現に一千九百八年の秋十月墺國がボスニア、ヘルツエゴヴィナ兩州を併合するや、塞國は之を以て日頃より自己の勢力範圍と認とめ至大の望を未來に有し居たりし事とてその憤慨措く所を知らず、遂に干戈に訴たへても之に反抗せんとした。仍て墺國も亦戰備を整のへ之と開戦するの決心を示した。此時の自から塞國の後見者を以て常に任じつゝある露國は、最初塞國に聲援して、强硬の態度に出でしめたるも、會々獨逸皇帝の脅嚇に遭遇し、當時日露との必要を認とむるのである。

(九)

戦争の創痍未だ癒へざりし事とて、已を得ず手を退けた。之が爲め塞國は無念遣る方なくも見すべし、墺國が爲すが儘に之に任かせたのである。

(十)

ついで一昨年の巴爾幹戰爭に際し、塞國は戰捷の勢に乗じてアルバニアの北部に侵入し、アドリアチック海沿岸の地を占領し、漸やくにして始めて宿昔の志望を達した。然るに此時又墺國は直ちに大々的動員を行なひ、戰争を賭して塞國に撤兵を脅迫し、遂に之を實行せしめた。之を見たる露國の憤慨は殆んど極度に達し、愈よ墺國に向かつて開戦せんと決心した。然かるに熱心なる英佛の仲裁に依り、一先づ大事に至らずして終はつた。尙その後即ち昨年のスクタリ及びアルバニア事件に際しても、塞國は墺國の威嚇に遭ひたること一再にして留まらなかつた。加之折角戦後土耳其より占領せる東歐鐵道の一部も、墺國が早やくも手を廻はしてその株券の殆んど全部を賣收し置きたるが爲め、愈よ之を我が國有とせんとせるも、墺國の苦情に遭ふて、容易にその目的を達することができず、交渉更に進歩せずして尙今日に至たつて居るのである。

斯くの如く塞國はその國家の發展を謀らんとすれば常に墺

(十一)

國に壓迫妨礙せられてその志を達することが出来なかつたが爲め、怨恨深かく彼等の骨髓に達し、一日も之を忘るゝ時がなかつた。然かるに此の排塞政策の首領として目せられた居たのは墺國皇儲フェルデナンド公であつたが、偶も先頃より墺國皇帝は病を得られて屢々危篤の報が傳はつた。仍つて大塞爾維黨員の密かに思ふ様には、皇儲フェルデナンドがその帝位を繼ぎ、愈よ果斷的排塞政策を遂行するに至たるの日も遠からざる事であらう。されば、今に當たつて之を無きものにせば、我が宿昔の目的を達することも容易であらうと。是れぞ遂に今回の兎行を敢てするに至つた所以である。然るに又果して塞國が單獨に斯かる行動をに出でたのであらうか。是れ大なる疑問である。そは兎に角墺國の問罪的最後の通牒に對して塞國が極めて冷靜なる態度を持し、その要求を拒絶すると同時に敢て開戦も辭しなかつた所以のものは、その背後に露國の後援あるを恃んだからである。そは、過去の實例に徴して火を視るよりも明かである。されば吾人は露國が此の事件に關して如何なる行動に出でたかを究はむるとの必要を認とむるのである。

國に同情を表したるは、別に奇とすべきでは無いのである、況んや又露國人はフェルデナンド大公を以て大敵として嫌惡し措かなかつたに於てをやである。さればその兇變の報露都に傳はるや多くの新聞紙は大公に對して不謹慎の言辭を弄して憚からず。而かもその兇行者に對し多大の讚辭を呈するものすら尠なからなかつた。

斯くて墺國に於ける排塞示威運動の起るや、露都に於ても亦之に對抗して排墺運動を開始し。七月二十日の露國參議院の如きは滿場一致を以て、墺國は露國に向かつて挑戦せり露國の之に對する唯一の回答は動員に在りとの決議を爲したりと傳たへられたのである。而かして愈よ墺國の最後通牒を塞國に發達するやその翌日即ち七月二十四日夜クラスノエ。セルの野營地に於て御前會議を開らき。塞國回答の延期と墺國要求の具體的説明を墺國政府に提議するに決し。次で翌二十五日には歐露全軍の動員準備を命じ。尙同夜の御前會議に於て愈よ戰備を整のへ斷乎たる處置に備なへんことを決議した。

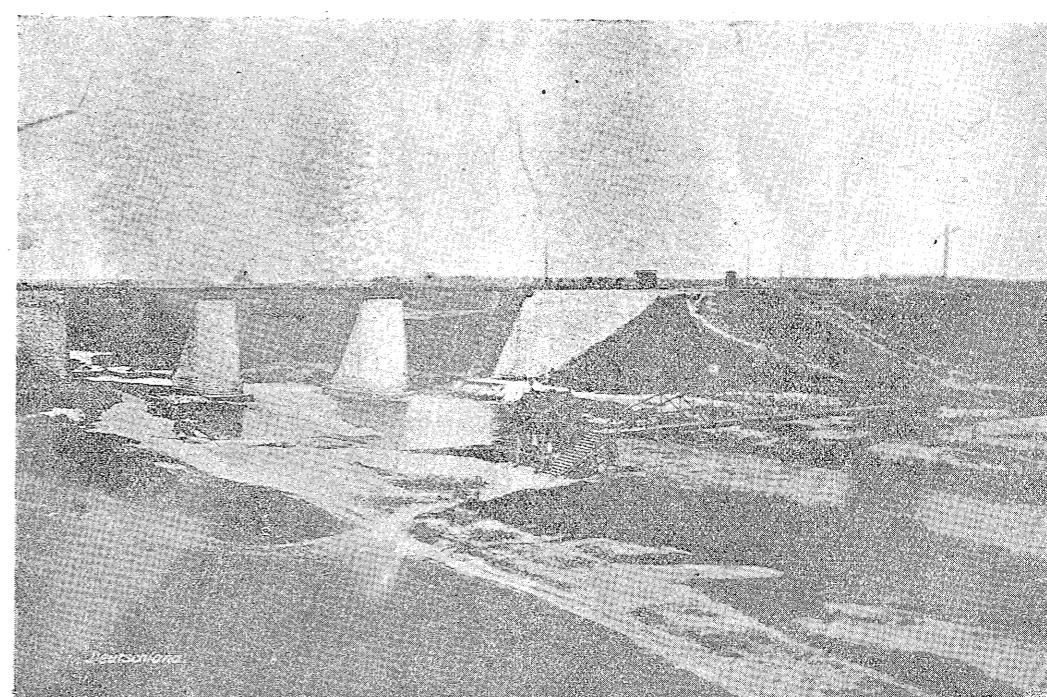
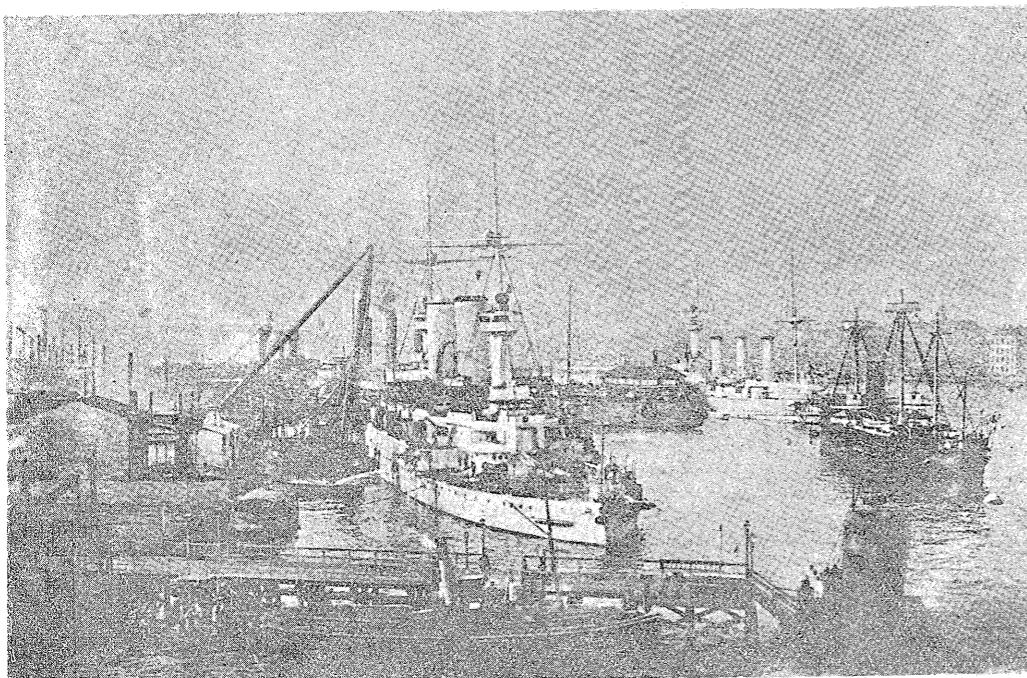
然るに是より先き數日前佛國大統領ボアンカレエーは露都を訪問し、露帝と會見して互に懇懃なる言辭を交換したのであるが、その當時時局は之が爲め或は緩和を見るべきの望あるが如くに觀察したるものもあつた。蓋し佛國大統領は必ら

す平和的解決に就て勧告する所あつたものと想像したからである。然るに事實は全く之に反し。爾來露國の態度は益々強硬に出で、現に七月一十八日露帝の樞密會議に於ける『吾人は隱忍已に七年有半に及べり。業に已に充分の忍耐を示したり』との宣言は、殆んど宣戰の詔勅と異ならざるの感動を與へたのである。

(十二)

獨逸キル一軍港

尚露國の墺獨兩國に對する外交顛末に關して露國外務省が八月一日附を以て公表せるものに據れば左の如くである。駐塞墺匈國公使は七月二十三日塞國政府に最後通牒を與へ。四十八時間内に回答を要求せり。而して露國政府の駐露墺匈國大使よりの通牒内容の通知を受けたるはベルグラードに於て之を交付せしより十七時間の後にして墺匈國の要求中には到底容るゝ可らざるものあり且獨立國たるの體面を毀損すべき點あり。仍て露國は斯る要求の塞耳維の忍ぶ能はざるを察し、且之を以て墺匈國が巴爾幹に優先權を得せんとするを知り。墺匈國に對しその要求の條項を再議に附せられたき旨を勸告せり。然るに墺匈國は之が必要を認めずと答へ。在維也納各國使臣の勸告も共に何等の効を奏せざりき。



塞國は皇儲殺害事件に關し、塊匈國に對して露國のみならず諸外國も期待せざる程なる敬意を表したるにも拘はらず、塊匈國公使は其回答を不満足なりとしベルグラードを撤退したり、是より先き露國は塊匈國の要求の餘りに過大なるを認め、傍看の中に立つ能はざる旨を傳へ、同時に塊匈國の國威を毀損せざる程度として解決し塞耳維の主權を没却するが如き要求を撤回するに在る旨を回答せり然るに獨逸は露國の此の提議を塊匈國の爲め容れ難きものと認めたり。

以上の如く我國の希望たる平和解決は不成功に終りたるを以て露國は遂に軍事的行動の範圍を擴張するの要に迫まられり。之に就き獨逸の質問に對し露國は萬一の場合自國の決を希望する意思を表せり。斯る平和的通牒に對し獨逸政府は七月三十一日露國に對し八月一日正午迄に露國の軍事的動作の中止を要求し。然らざれば獨逸は全國動員を令すべき威嚇的通牒を發し。翌八月一日を以て獨逸大使は我が外相へ宣戰布告を傳へたり。

(十三)

である。されば塞國より改めて露國に調停なり或は干涉を乞はざる以上は、露國より進んで、塊國に向ひ抗議するの理由あるを發見し得ぬのである。

若し左なくして單に右の暗殺問題より起りたるの衝突とせば是は餘まりに大人氣なき話である。中古時代の君王萬能時代なればいざ知らず、第廿世紀の今日に於て一皇族の暗殺事件より歐洲一般の大禍亂を惹起せるは、無意義不合理も甚だしことに過ぎぬのである。

是に於てや吾人は別に説があるのである。即ち此の兩國開戦の眞の原因として視るべきものは、巴爾幹戰爭の結果より生じたる汎スラーヴ主義と汎日耳曼主義との避く可らざる衝突即ち是なのである。今吾人は是に對して自己の持論を云ふするよりも寧ろ左記の諸説を紹介し賢明なる讀者の判断に任せさんと欲するのである。

右の外交顛末に據るときは露國側は充分道理ある様と思はれるのであるが、乍併冷静に之を觀察すれば、頗ぶる不可解の點多きを發見するのである。第一露國は皇儲暗殺事件に對して之を唯尋常一樣の出來事の如くに認めて居る様に思はれるのである。若し露國にして毫無に抗議を以て置かれたるが故にその理由の下に塊國に抗議を提出しなかつたのであらうか。又之に反して多少その事實なるを認めたとすれば、一先づ塞國をして謝罪使を塊國に派遣せしむるのが至當では無からうか。その上にも、尙塊國が理不盡なる要求を塞國に向つて爲したる場合には、飽迄抗議するも好であらう。或は又その反省を求めるのも至當であらう。然るに事の次に出でしして唯回答の延期を提議し、之と同時に已に軍事的行動に出でたるは、人をして果して露國に平和的解決の誠意ありしや否やを疑はしむるのである。されど、是は塞國自から之に對して抗議すべき筈であつて、第三者なるものゝ容喙すべき性質のもので無からうと思ふ。蓋し塞耳維はたとひ小なりと雖も獨立國である。未だ曾て露國が公然之を己の保護國として發表したるを聞かぬの

(十四)

『巴爾幹の將來』と題する論說中に左の如く説いて居る。

昨年一月の佛國コレスボン・ダンド誌上に於ける無名氏の「巴爾幹の將來」と題する論說中に左の如く説いて居る。

阿土曼帝國の維持なるものは由來歐洲列國均勢上の重要な要素なりき。即ち一八一五年以來列國は皆此の均勢を保つを以て各々外交政策の基礎としたり。斯して土耳其は、アラビア族と日耳曼族とのボスフォラス海峡にその優勢を爲れり。今や土耳其の消滅に因り塊露の角逐明白に現出し來れり。是れ將來の最大患にして數多の事件更に之より益々發生せん。予は獨逸維廉二世の踐祚以來再び獨佛戰争を見るべしとは一度も思ひしことなく又英獨戰争も起るべしとは決して思はざりしも、今日に至りては、獨逸人とスラーヴ人との戰争は必らず避く可からざるものと思惟す。

獨逸經濟學の泰斗シユモラ教授は本年一月ノイエフライエプレッセ紙の新年號に於て三國同盟と題する論文中に左の如く説いて居る。

露國の東方及び波斯灣に向かつての勝張は殆んど底止する所を知らざると同時に、尙黒海及び巴爾幹半島に於て益々勢威を振はんと欲して已ます。是に於て伊太利はその進路に於ける一大障礙物たり。實に巴爾幹同盟と云ひ、巴爾幹戦争と云ひ共に皆露國僭勢力の醸釀して遂にその發生を見たるものならずんば非す。ガリチア國境に於ける露國の脅威は最近數年間、尙國を苦しめたること一再にして止まらざりき。

世の樂天者流は曰く、「巴爾幹基督教國の成長して遂に各々獨立するに至りたるは、軒て尙露關係の親善を誘致するなるべし」と。されど是れ大なる疑問なり。

要するに、尙國に取り最上の防禦者は獨逸なり。曾て、ビスマルクは、尙國に向ひて爲せる「卿等が維也納に達するに先だち、卿等は尙國軍とのみならず又獨逸軍とも戰ふの覺悟なかる可らず」との回答は、今も昔も異なる所なし云々。

(十五)

尙又、「露國は昨年來、大々的軍備擴張に從事し、二十五億萬法の新外債は主として之が爲めに投資せられ、今より二三年を出でし、平時兵力百三十萬に達し、都合四十軍團中、三十三軍團を以て、歐洲露西亞に備ふるに至るべく、而してその目

(十六)

讀者若し此等の諸説を綜合して考一考する所あらん乎、今次露對獨塊間の開戦を見るに至りたるの真相自から明瞭な

歐洲列強の合縱連衡

田中萃一郎

歐洲近世史に所謂勢力均衡、略して均勢と云へるは、蘇秦張儀等戰國策士の合縱連衡に異ならず。蘇秦が身に六國の相印を佩びて從約の長と爲りしは、横暴なる強秦の銳鋒を挫きて之をして、霸を中原に稱せざらしめんが爲にして、國際法學者が好んで口にする均勢の原則は、ヒュームの曾て指摘せるが如く、古代の政治學者も實際政治家も夙に之を看破したり。蓋し均勢の原則は自己保存の本能に促され、經驗上自ら發達したる常識的教理にして、第十七世紀の初め、グロチウス等が如く、國際法の成立するに及び遂に外交政策の原理と見做さるゝに至れり。かくて均勢によりて列強中に覇者の現はる

然かるにその當時世人の多くは之に對して樂天的に看過し何等大なる注意を拂ふもの少なかつたのであるが、吾人は之に關して「露獨反感の眞相」と題し五月一日の外交時報に於て之を論じたる事が附た。その大要は世の樂觀説を排し、事態の頗ぶる重大なるものあるを論じ、且讀者の参考として三月九日の柏林ターティングラット紙に寄載せる「露西亞の隣國」と題する某有力なる外交官の筆に成れる論文を譯出したのである。之に據ると、今や巴爾幹に於ける露國の成功は汎露主義の旺盛を誘致し、之が爲め尙國は苟くも獨立國の忍ぶ能はざるの屈辱を蒙り、獨逸も亦將さに近き将来に於て斯くの如きことあらんとす。吾人は已に堪へべきを忍んで、今やその極限に達せり。是れ以上の讓歩を忍ぶの雅量を有せず」と極言し、ビスマルクが言へる敵の準備の完成を待つて之と防戦せんとするは愚の極にして、我より敵の未だ備へざるに乘じて攻勢に出でざる可らずとの格言は實に現下に於ける獨逸を防ぐためて之を論述しやうと思ふ。(八月十三日稿)

るを妨ぐ可しとの説は、フエネロン之をブルゴーニュの青年公爵に與へたる『治道大要』のうちに唱へ、フリードリヒ大王之を『排マキアヴエリ主義論』のうちに發表し、降て千八百六年に至り、フリードリヒ・フォン・ゲンツ之をその著『均勢論』のうちに明快に論述したり。佛國の太陽王ルイ第十四世併にナポレオンに對して、列強の合縱せるは全く均勢の原則に從て行動せる結果にして、ウエストファーレンの和條約以後、ヴィーン公會に至るまで、百六七十年間に亘りて歐洲に天地を震撼したりし戰亂は、一としてその口實を均勢の恢復に藉らざるはなかりき。第十九世紀の中葉に於ては、新に勃